平成２３年（フ）第２４号
島根県浜田市旭町今市385番地１
破産者　有限会社マルヤス
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２１９０号
横浜市港北区新横浜２丁目14番地４
破産者　株式会社セイント
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
石川県輪島市河井町１部94番地
破産者　株式会社輪島マーケット
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所輪島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６号
秋田県仙北市角館町雲然上町屋80番地１
破産者　中島　　誠
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４２６号
静岡県浜松市南区中田島町1656番地の２市営中田島団地Ｃ７―102、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区坪井町2363番地
破産者　江間　信之
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
静岡県浜松市東区小池町1485番地の４
破産者　鈴木　秀夫
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
静岡県浜松市中区名塚町134番地の１
破産者　関根　京子（開始決定時の姓澤木）
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７０９号
名古屋市港区入船１丁目７番８号　アークヒルズ入船802号、開始決定時の住所名古屋市港区浜１丁目４番18号
破産者　アサヒ米穀こと　鈴木　啓之
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２７６号
大阪府吹田市高浜町10番41号、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原２丁目３番４―30号
破産者　萱原　潤一
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２２号
大阪府大阪市淀川区東三国４丁目11番13号２Ｆ
破産者　雪本潤子こと　金　　壽葉
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９４号
神戸市垂水区南多聞台３丁目３番20号　ハイツタツカ201号、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町松陰776番地
破産者　長井　弘樹
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦951番地２
破産者　米川　良惠
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１３３４号
広島市安佐北区口田４丁目19番19号
破産者　柴田　修身
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９１号
北海道苫前郡羽幌町北大通３丁目15番地
破産者　土屋　雅壽
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
富山県南砺市中畑144番地
破産者　森　　登
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７号
石川県輪島市河井町１部94番地
破産者　大塚　龍夫
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１８１号
住居所不明、最後の住所鳥取県米子市寺町32番地３
破産者　不在者　唐桶　富好
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８９号
長崎県諫早市西郷町68番地、前住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3673番地
破産者　嘉藤　秀一
１　決定年月日　平成25年９月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係